

○狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則

平成25年3月26日規則第3号

改正

平成26年1月27日教育委員会規則第3号

平成27年2月17日教育委員会規則第2号

平成29年4月18日教委規則第4号

平成30年3月8日教委規則第3号

平成31年3月28日教委規則第7号

令和2年1月20日教委規則第1号

狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市教育振興基本計画に掲げる狛江市の教育理念及び教育目標等の推進のため、採択に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教科書 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第34条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。
- (2) 採択 狛江市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科書の採択をいう。
- (3) 教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教諭（狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）第8条の5第1項に規定する主任教諭を含む。）をいう。
- (4) 主幹教諭 法第37条第2項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する主幹教諭をいう。
- (5) 指導教諭 法第37条第2項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する指導教諭をいう。

(6) 養護教諭 法第37条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教諭（狛江市公立学校の管理運営に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）第8条の5第2項に規定する主任養護教諭を含む。）をいう。

(7) 主幹養護教諭 法第37条第3項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する養護をつかさどる主幹教諭をいう。

（採択の権限）

第3条 市立学校において使用する教科書は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により，教育委員会が採択する。

（教科書選定協議会）

第4条 教育委員会は，市立学校において使用する教科書を採択するにあたり，狛江市附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）により設置された教科書選定協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし，文部科学大臣の検定を経た新たな教科書がない場合は，この限りでない。

2 協議会は，教育委員会の諮問に応じて，第10条に規定する教科書調査研究委員会から提出された調査研究結果及び各学校から提出された校内調査研究資料を審議し，全ての教科書について意見を付して教育委員会に答申するものとする。

3 協議会は，前項の規定にかかわらず，教科書発行者の判断により，教科書見本が送付されない場合又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には，その範囲内で審議及び答申を行うものとする。

（協議会の組織）

第5条 協議会は，小学校の教科書に関する答申をするにあたり，次に掲げる者をもって組織する。

(1) 狛江市立小学校（以下「市立小学校」という。）校長 6名以内

(2) 市立小学校副校長 6名以内

(3) 市立小学校主幹教諭又は指導教諭 6名以内

(4) 市民代表（市立小学校PTA会長代表） 2名

2 協議会は、中学校の教科書に関する答申をするにあたり、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 狛江市立中学校（以下「市立中学校」という。）校長 4名以内

(2) 市立中学校副校長 4名以内

(3) 市立中学校主幹教諭又は指導教諭 4名以内

(4) 市民代表（市立中学校PTA会長代表） 2名

（協議会委員の選出方法）

第5条の2 教育委員会は、前条に規定する委員については、関係団体の推薦を受け、次条各号の一に該当しないことを確認し、選出しなければならない。

（委員の欠格事項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会の委員になることはできない。

(1) 教科書の発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族

(2) 顧問、参与、嘱託等その他名称のいかんを問わず、事実上発行者の運営に重要な影響を有している者

(3) 過去3年間又は採択しようとする教科書及び教師用指導書において、教科書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）

(4) 著作者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族

(5) 当該年度の採択に関して、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者

（任期）

第7条 委員の任期は、原則として委員を委嘱又は任命した日から当該日の属する年度の8月31日までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、前条各号の一に該当する場合は、これを解嘱又は解任することができる。

（会長等）

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。

4 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査研究委員会の設置)

第10条 協議会は、教科書を専門に調査研究するため、教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を置く。

(調査研究委員会の所掌事務)

第11条 調査研究委員会は、次に掲げる事項について出版社別に教科書の調査研究を行い、協議会へ報告するものとする。

(1) 内容

(2) 構成及び分量

(3) 表記及び表現

(4) 使用上の便宜その他

2 調査研究委員会は、前項の規定にかかわらず、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない場合又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究及び報告を行うものとする。

(調査研究委員会の組織)

第12条 調査研究委員会は、小学校の教科書を調査研究するにあつては、市立小学校校長及び副校長の中から別に定めるところにより選出されたもの11名以内をもって組織する。

2 調査研究委員会は、中学校の教科書を調査研究するにあつては、次に掲げる者の中から別に定めるところにより選出されたもの11名以内をもって組織する。

(1) 市立中学校校長及び副校長

(2) 市立中学校主幹教諭又は指導教諭

(委員長等)

第13条 調査研究委員会に委員長，副委員長各1人を置き，委員長は校長，副委員長は副校長をもって充てる。

2 第6条，第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定は，調査研究委員会について準用する。この場合において，第8条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と，同条第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読みかえるものとする。

3 第9条の規定は，調査研究委員会について準用する。この場合において，同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と読みかえるものとする。

(教科別委員会の設置)

第14条 調査研究委員会は，小学校の教科書を効率的，かつ，適正に調査研究するため，別表第1の左欄に掲げる教科ごとに教科別調査研究委員会（以下「教科別委員会」という。）を置く。

2 調査研究委員会は，中学校の教科書を，効率的，かつ，適正に調査研究するため，別表第2の左欄に掲げる教科ごとに教科別委員会を置く。

(教科別委員会の所掌事務)

第15条 前条第1項に規定する教科別委員会は，別表第1の左欄に掲げる教科ごとに別表第1の右欄に掲げる調査種目について調査研究を行い，調査研究委員会へ報告するものとする。

2 前条第2項に規定する教科別委員会は，別表第2の左欄に掲げる教科ごとに別表第2の右欄に掲げる調査種目について調査研究を行い，調査研究委員会へ報告するものとする。

3 教科別委員会は、前2項の規定にかかわらず、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない場合又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究及び報告を行うものとする。

(教科別委員会の組織)

第16条 教科別委員会は、小学校の教科書を調査研究するにあつては、別表第1の左欄に掲げる教科ごとに次に掲げる者7名をもって組織する。

(1) 第12条第1項に掲げる委員のうちから委員長が指名する委員 1名

(2) 市立小学校主幹教諭，主幹養護教諭，指導教諭，教諭又は養護教諭 6名

2 教科別委員会は、中学校の教科書を調査研究するにあつては、別表第2の左欄に掲げる教科ごとに次に掲げる者5名をもって組織する。

(1) 第12条第2項第1号及び第2号に掲げる委員のうちから委員長が指名する委員 1名

(2) 市立中学校主幹教諭，主幹養護教諭，指導教諭，教諭又は養護教諭 4名

(教科別委員長等)

第17条 教科別委員会に教科別委員長を置き、校長、副校長、主幹教諭又は指導教諭をもって充てる。

2 第6条、第7条並びに第8条第2項の規定は、教科別委員会について準用する。この場合において、第8条第2項中「会長」とあるのは「教科別委員長」と読みかえるものとする。

3 教科別委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、教科別委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

4 第9条の規定は、教科別委員会について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「教科別委員長」と読みかえるものとする。

(守秘義務)

第18条 協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の委員は、その調査研究、報告等の過程で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(市民からの意見表明)

第19条 教育委員会は、教科書展示会で教科書を閲覧した市民にアンケートにより意見表明をする機会を設けるものとする。

2 市民からの意見は、協議会において参考意見として扱うものとする。

(情報の公開)

第20条 市立学校において使用する教科書の公正な調査及び採択を行うため、協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の委員氏名並びに協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の開催日及び議事録は、教科書の採択後に公開するものとする。

(庶務)

第21条 協議会、調査研究委員会及び教科別委員会の庶務は、教育部指導室が担当する。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年1月27日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年2月17日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月18日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年3月8日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月28日教委規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年1月20日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条－第16条関係)

教科	調査種目
----	------

国語科	国語・書写
社会科	社会・地図
算数科	算数
理科科	理科
生活科	生活
音楽科	音楽
図画工作科	図画工作
家庭科	家庭
体育科	保健
特別の教科 道徳	道徳
外国語	外国語

別表第2（第14条－第16条関係）

教科	調査種目
国語	国語・書写
社会	社会（地理的分野） 社会（歴史的分野） 社会（公民的分野） 地図
数学	数学
理科	理科（第一分野） 理科（第二分野）
音楽	音楽（一般） 音楽（器楽合奏）
美術	美術
保健体育	保健体育
技術・家庭	技術・家庭（技術分野） 技術・家庭（家庭分野）

英語	英語
特別の教科 道徳	道徳